5　本人
「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
6　保有個人データ
「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、本人又はその代理人から求められる開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止のすべてに応じることができる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして次に掲げるもの以外のもの及び６か月以内に消去すること（更新することを除く。）となるもの以外のものをいう。
⑴　本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
⑵　違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの
（例）
・　不審者情報やクレーマー情報、総会屋情報
・　暴力団等の反社会的勢力情報
⑶　国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの
（例）
・　要人の行動予定情報
⑷　犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの
（例）
・　警察などから受けた捜査関係事項照会の対象情報
・　犯罪収益との関係が疑われる取引（疑わしい取引）の届出の対象情報
7　公表
「公表」とは、広く一般に内容を発表することをいい、「公表」の方法としては、インターネットのホームページへの掲載、窓口等への書面の掲示・備付けなど、適切な方法で行うこととする。
8　本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）
「本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）」とは、本人が知ろうとすれば、知ることができる状態をいい、常にその時点での正確な内容を本人の知り得る状態に置く必要がある。例えば、インターネットのホームページへの掲載、パンフレットの配布、本店を始めとする営業所窓口への備付け、本人の求めに応じて遅滞なく回答を行うこと等を継続的に行うことがこれに該当する。
9　本人に通知
「本人に通知」とは、本人に直接内容を知らしめることをいい、「通知」の方法としては、書面によることとする。
10　個人データ又は保有個人データの提供
個人データ又は保有個人データの第三者への「提供」とは、個人データ又は保有個人データを第三者が利用可能な状態に置くことをいう。個人データ又は保有個人データが、物理的に提供されていない場合であっても、備付けやネットワーク等を利用することにより、個人データ又は保有個人データを第三者が利用（閲覧を含む。）できる状態にあれば（その権限が与えられていれば）、「提供」に当たる。
11　本人の同意
「本人の同意」とは、本人が、債権回収会社の示す方法によって個人情報が取り扱われることを承諾する旨の当該本人の意思表示をいい（当該本人であることを確認できていることが前提）、「本人の同意を得（る）」とは、本人の承諾の意思表示を当該債権回収会社が認識することをいう。
債権回収会社は、「本人の同意を得（る）」場合には、書面（電子的方式、電磁的方式、その他人の知覚によっては認識することのできない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）によることとする。
この際、債権者から委託を受けた者又は債権者としての立場を不当に利用して、同意を強いることのないようにすることとする。
同意を確認する書面においては、個人情報の取扱いに関する項目と、他の項目とを明確に区別し、包括的な同意とならないようにすることとする。
なお、本人が未成年者、成年被後見人、被補佐人又は被補助人であって、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について判断できる能力を有していない場合などは、親権者や法定代理人等から同意を得る必要がある。
12　「サービサー法施行規則」とは、債権管理回収業に関する特別措置法施行規則（平成11年法務省令第４号）をいう。
13　「本業」とは、債権回収会社の業務のうち、サービサー法第12条（ただし書を除く。）に規定する業務をいう。
14　「兼業」とは、債権回収会社の業務のうち、サービサー法第12条ただし書に規定する法務大臣の承認を受けた業務をいう。
15　１から14までに規定するもののほか、本ガイドラインにおいて使用する用語は、法及び施行令において使用する用語の例による。
第３　本ガイドラインの適用対象者の範囲
本ガイドラインは、個人情報取扱事業者に該当する債権回収会社を対象とする。
また、個人情報取扱事業者に該当しない債権回収会社についても、取り扱う個人情報の性質は個人情報取扱事業者である債権回収会社と同じであることから、法の基本理念（法第３条）を踏まえ、個人情報取扱事業者の義務に準じた措置を講ずることとする。
上記の趣旨の下、本ガイドラインにおいては、個人情報取扱事業者に該当するかどうかを問わず、単に「債権回収会社」と表記するものとする。
第４　個人情報の利用目的に関する義務
１　利用目的の特定（法第15条第１項関係）
債権回収会社は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り具体的に特定しなければならない。
利用目的の特定に当たっては、本人が自己の個人情報の利用結果を合理的に予測し得る程度の具体性をもって特定しなければならない。
具体的には、債権回収会社が本業での利用を利用目的とする場合には、少なくとも「サービサー法第12条（ただし書を除く。）に規定する業務（特定金銭債権の管理及び回収）」という程度には特定しなければならず、兼業での利用を利用目的とする場合には、少なくとも兼業承認申請書の「事業の種類」欄の記載（原則として日本標準産業分類表細分類により記載することとされている。サービサー法施行規則別紙様式第11号参照）程度には特定しなければならない。さらに、可能であれば、個人情報の取扱いの具体的態様が本人に明らかになるような特定をすることとする。
個人情報の第三者への提供があらかじめ想定される場合には、その旨も特定しなければならない。
２　利用目的の変更（法第15条第２項・法第18条第３項関係）
⑴　債権回収会社は、１の規定により特定した利用目的を変更する場合には、変更後の利用目的が変更前の利用目的からみて、社会通念上、本人が想定できる範囲を超えて行ってはならない。
なお、「範囲」を超える変更となるのは、例えば、次のような場合である。
ア　本業で利用する目的を、本業と全く関連性のない兼業で利用する目的に変更し、又は本業と全く関連性のない兼業で利用する目的を、本業で利用する目的に変更すること。
イ　ある兼業で利用する目的を、当該兼業と全く関連性のない他の種類の兼業で利用する目的に変更すること。
⑵　変更された利用目的は、本人に通知し、又は公表しなければならない。
⑶　本人が想定できる範囲を超えて利用目的の変更を行う場合には、３の規定（法第16条第１項）により、本人の同意を得なければならない。
３　利用目的による制限（法第16条関係）
⑴　債権回収会社は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、１の規定により特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。
「利用目的の達成に必要な範囲を超えて」とは、利用目的を実現するために必要とはいえない場合をいう。
なお、「利用目的の達成に必要な範囲」を超えるのは、例えば、次のような場合である。
ア　債権の管理回収に際し、業務に不必要な当該債務者の隣人に関する個人情報を取り扱う場合
イ　債権の管理回収目的で取得した情報を名簿化して、債務状況リストなどとして販売等する場合
ただし、あらかじめ本人の同意を得るために個人情報を利用することは、当初特定した利用目的にない場合にも、目的外利用には当たらない。